

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、二二六人
鳴門	一五、三三〇人
小松島・勝浦	一一、七五七人
阿南	一九、二四五人
吉野川	一〇、七六九人
阿波	九、七七五人
美馬	九、六七五人
三好第一	六、四八三人
名西	八、二三四人
那賀	二、〇七九人
海部	五、〇九〇人
板野	二六、九二五人
三好第二	三、七三七人